

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果(見直し場合はその内容)
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数		
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 道路局長 石川雄一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年4月2日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づく情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	218,439,000	218,439,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川行政及び水防意識の理解促進といった政策的達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
集約換地等による都市機能誘導を推進するための市街地再生手法の活用策検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 栗田卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年4月2日	共同提案体(代表者) 公益社団法人街づくり区画整理協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	地方都市や大都市郊外部を中心に、空き地等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行し、都市の低密度化や居住環境の悪化によりコンパクトシティ政策の重大な障害となっている。コンパクトシティの形成を推進するためには、これらの低未利用地について、集約再編を促進していく必要がある。市街地整備事業による効果的な市街地再生手法の一例として、都市機能誘導区域において、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の導入を図る土地区画整理事業(「空間再編賑わい創出事業」)が挙げられる。 本業務においては、集約換地等による都市機能誘導を推進し、持続的に誘導効果を発揮するための市街地再生手法について、実践的な活用策を検討・整理することを目的としている。 本業務の履行にあたっては、「都市のスポンジ化」が進行する一方で土地の集約再編が必要な地区における市街地の現状に即したまちづくり上、市街地整備上の課題をその発生要因から的確に把握し、活用が効果的な土地区画整理事業手法、導入する誘導施設と、継続的に誘導効果を発揮するための維持管理手法について、実践的な活用策を検討・整理するための能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年2月8日から2月28日までの期間、庁内掲示及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、19者が業務説明書の交付を求め、3者から企画書の提出があった。提出のあった3者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争審査委員会」に諮った結果、街づくり区画整理協会・オオバ共同提案体の企画提案が、他社と比べて優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。	20,962,800	20,790,000	99.2%	-	公社	国認定	3	本業務は、水防及び河川環境保全の意識啓発といった政策的達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成30年度海外における日本庭園保全再生方策検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 栗田卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年4月2日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4	9010005011405	本業務は、海外日本庭園の修復に係るモデル事業の実施を通じて、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分かりやすい維持管理マニュアルの整備等を行うとともに、日本の造園技術者と連携した海外日本庭園を修復するための支援体制の構築にむけた検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画等の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の海外日本庭園の維持管理マニュアルを作成する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年2月6日から平成30年2月28日までの期間、庁内掲示及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争審査委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	39,992,400	39,800,000	99.5%	-	公財	国認定	1	本業務は、国土の適切な管理等といった政策的達成のために必要な支出であるが、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

<p>道路交通情報に関する業務(委託)</p>	<p>支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 角南 国隆 北海道札幌市北区北8条西2</p>	<p>平成30年4月2日</p>	<p>公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p> <p>・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 （公財）日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	<p>77,864,000</p>	<p>77,864,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達適正化について」（平成18年財計第2017号）の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。 なお、本業務は平成30年度限りの事業である。</p>
<p>民族共生象徴空間に関する委託業務</p>	<p>支出負担行為担当官 北海道局長 田村 秀夫 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>平成30年4月2日</p>	<p>公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7</p>	<p>1430005001164</p> <p>「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」（平成26年6月13日閣議決定、平成29年6月27日一部変更）（以下、「閣議決定」という。）において、「象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）第7条第1項の規定に基づき指定された法人とすること」が定められており、同法に基づき公益財団法人アイヌ文化復興・研究推進機構（平成30年4月1日名称変更により公益財団法人アイヌ民族文化財団）が指定されている。 閣議決定において、「象徴空間の一般公開までに、運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実績の評価その他の象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築すること」が定められており、国が責任をもって「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」必要があるとされている。 運営主体の業務については、第9回アイヌ政策推進会議（座長：内閣官房長官）において「政策推進作業部会報告」として報告された「民族共生象徴空間」基本構想（改訂版）（以下、「基本構想」という。）において以下のとおり明記されている。 運営主体は、次の業務を担う。 1）（略） 2）国立民族共生公園について、国土交通省からの委託による管理運営 3）象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施 4）象徴空間に集約されたアイヌ遺骨等の設置施設について、国土交通省の監督下での管理業務 5）象徴空間を拠点とするアイヌ文化復興に関する情報発信 6）（略） 7）（略） 運営主体の開業準備活動についても、基本構想において、「運営主体は、平成29年度に国による指定を受けた後、速やかに次に掲げる事項を含む開業準備活動に着手する」と明記されている。 1）開業のための人材の採用・育成 2）開業に向けた情報発信 3）開業に向けたプロモーション活動 4）（略） 今後実施する「民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務」は、閣議決定で定められている「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」行為であり、基本構想で示されている開業準備活動であることから委託による管理運営を要する必要がある。 併せて、第9回アイヌ政策推進会議において、座長である内閣官房長官により、民族共生象徴空間の具体化の加速を著実に進めることが確認されたため、このような準備業務を行うことは政府としての方針と言える。 該当業務を行う運営主体は閣議決定により公益財団法人アイヌ文化復興・研究推進機構（平成30年4月1日名称変更により公益財団法人アイヌ民族文化財団）と定められていることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法（昭和22年法律第05号）第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。</p>	<p>505,212,000</p>	<p>505,212,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、交通安全対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」（平成18年財計第2017号）の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。 なお、本業務は平成30年度限りの事業である。</p>
<p>平成31年地価調査業務</p>	<p>支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 田村 計 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年4月2日</p>	<p>公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15SVAX TTビル</p>	<p>7010405010470</p> <p>本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,500人の鑑定評価員（以下「評価員」という。）も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から企画提案書が提出された。 企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適正性等が明確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の最適者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第2号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。</p>	<p>56,970,000</p>	<p>56,441,880</p>	<p>99.1%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、集約地等による都市機能誘導の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>
<p>平成30年法人土地・建物基本調査復元倍率の核計及び結果集計等業務</p>	<p>支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 田村 計 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年4月2日</p>	<p>公益財団法人統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6</p>	<p>1010005018944</p> <p>本業務の遂行にあたっては、「統計改革推進会議（平成29年5月23日最終取りまとめ）」や「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成29年12月19日統計委員会答申）」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1社（公益財団法人統計情報研究開発センター）から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断した。 以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、公益財団法人統計情報研究開発センターには本業務を実施するための適切な業務遂行能力があるため、随意契約を行うこととした。</p>	<p>15,508,800</p>	<p>14,752,800</p>	<p>95.1%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、対日理解の促進やインバウンドの拡大、日本の造園・緑化技術や文化の海外展開の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。 今後は、参加応募を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>

事業用自動車 の重大事故に 関する事故調 査分析研究業 務一式	支出負担行為 担当官 自動車局長 奥田 哲也 東京都千代田 区霞が関2-1-3	平成30年4月2日	公益財団法人交 通事故総合分 析センター(ITARD A) 東京都千代田区 神田猿樂町2-7- 8住友水道橋ビル 8階	2010005018547	本業務について、参加意識確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意識確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づき交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	66,552,424	65,990,000	99.2%	-	公財	国認定	1	無	本業務は、魅力ある都市空間の創出といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
広域周遊観光 促進のための 「DMOネット」 活用推進事業	支出負担行為 担当官 観光庁次長 水嶋 智 東京都千代田 区霞が関2-1-3	平成30年4月2日	公益社団法人日 本観光振興協会 東京都港区虎ノ 門3-1-1	7010005003668	会計法第29条の3第4項 訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するためには、各地域におけるDMOの取組水準の引き上げを図るとともに、各DMOが適切な役割分担のもとに有機的に連携し、広域エリア全体の魅力を高め、それを効果的に発信していくことが重要である。本事業においては、観光地域のマネジメント・マーケティングを行うための支援システム「DMOネット」を効果的に活用し、外国人旅行者の誘客拡大に向けた、各地域におけるDMO間の連携促進を図るとともに、DMOの優れた取組事例の横展開を図ることを目的としている。本事業の実施にあたって、十分な成果を得るためには、DMO及び観光地域づくりに関する専門的な知見、本システムを効果的に活用したDMO間の連携促進施策等を立案できる高度な企画・構想能力、本システムのユーザーからの問い合わせに対するサポート等を通じてDMOの意向を的確に調査・分析し、課題を整理しながら運用等に反映する柔軟な調整能力を有することが必要である。また、本事業においては、システムの効果的な活用方策の検討や課題の調査分析業務を実施することができ、かつ、ユーザーであるDMOの立場に立って、それらの検討・調査結果をシステムの運用業務に常に柔軟に反映できることが必要不可欠である。本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	10,000,000	10,000,000	100.0%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、自転車の活用推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
H30荒川下流 広報啓発活動 補助業務	分任支出負担 行為担当官 関東地方整備 局 荒川下流河 川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志 茂5-41-1	平成30年4月12日	公益財団法人日 本生態系協会 東京都豊島区西 池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3項 本業務は、荒川知水資料館(以下、「資料館」という。を拠点とした広報活動の支援及び展示会・見学会等の運営補助を行うことにより、河川行政の理解の促進や荒川下流域の水防意識の向上を図るとともに、監督職員を支援し、広報啓発活動の円滑な履行を図ることを目的とする。本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマなどを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	14,958,000	14,947,200	99.9%	-	公財	国認定	1	無	本業務は、自動運転技術の活用といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
H30荒川下流 学習支援運営 補助業務	分任支出負担 行為担当官 関東地方整備 局 荒川下流河 川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志 茂5-41-1	平成30年4月12日	公益財団法人日 本生態系協会 東京都豊島区西 池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3項 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川下流域の治水や自然環境の現状等に関する学習(社会科見学・総合的な学習・生活科学習)支援を行うことにより、治水と水防、河川環境の理解を高めることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマなどを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	16,642,800	16,578,000	99.6%	-	公財	国認定	1	無	本業務は、都市緑化による暑熱対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
平成30年度 防災教育及び 河川教育の普 及・展開に関 する広報資料 検討・作成業務	支出負担行為 担当官 水管理・国土保 全局長 山田 邦博 東京都千代田 区霞が関2-1-3	平成30年4月12日	公益財団法人河 川財団 東京都中央区日 本橋小伝馬町 11-9	9010005000135	本業務は、河川教育の推進を図るための広報資料の作成及びその結果を踏まえた改善(2)防災教育及び河川教育の事例収集及び資料作成(3)防災に関する取組についての広報を行い、学校教育現場における防災教育及び河川教育の充実を図ることを目的とする。 本業務の実施にあたっては、防災教育及び河川教育の普及・展開を行うにあたり、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は、「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項	13,543,200	13,543,200	100.0%	-	公財	国認定	1	無	本業務は、市民緑地認定制度の活用推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成30年度限りの事業である。

<p>下水道分野における戦略的な技術開発の実施方針検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年4月16日</p>	<p>公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1</p>	<p>4011105003503</p> <p>下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策、資源・エネルギーの確保など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会状況の変化等に対応し、下水道の持続性をさらに高めるためにより効果的・効率的な技術開発が求められている。 そこで、国土交通省が新技術の開発から実証、一般化までを行い、新技術の導入を促進することなど、下水道事業が抱える課題を解決するとともに、持続的な技術開発を推進する必要がある。 本業務では、今後実施すべき技術開発の方向性を検討すると共に、開発段階から普及展開までにより効果的・効率的に実施するための戦略的な技術開発実施方針について取りまとめ、下水道分野における新技術の開発・普及展開を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、戦略的な技術開発の推進に向けた優良な技術シーズの発掘方法や、開発した技術の普及展開方策等の検討が必要不可欠であり、今般、企業競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企業競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号</p>	<p>12,938,400</p>	<p>12,927,600</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、スマートシティの推進及び全国展開に向けた先導的モデルの形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>
<p>中長期的な港湾政策の深化に向けた調査・検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 港湾局長 菊地 身智雄 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3</p>	<p>平成30年4月19日</p>	<p>公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5</p>	<p>7010405000967</p> <p>会計法第29条の3第4項効果的な検討を行うための着眼点を当局においては明確にできず、専門的知識を有する者から企画提案を募り、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企業競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(企業競争)</p>	<p>30,239,420</p>	<p>29,916,000</p>	<p>98.9%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、大規模災害からの復興の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。 また、企業競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。</p>
<p>持続性ある実践的多自然川づくり推進のための技術検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年4月20日</p>	<p>公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24</p>	<p>1010005018655</p> <p>本業務では、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」を受け、技術基準の検討や河川環境の評価及び持続的に河川環境を保全するための方策について検討を行い、多自然川づくりを一層推進することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、河川環境の定量的な評価手法や改善に関する考え方を現場への展開を念頭に置いて手引きとしてとりまとめることや、将来を見据えた河川 環境の保全方法について、具体的な人と川との関わりのおり方を検討する必要があるなど、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企業競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、有識者からの意見聴取とその反映方法など、有効で具体的な提案があり、的確性、実現性に優れているとして企業競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 適用法令</p>	<p>19,980,000</p>	<p>19,980,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、都市緑化等による地球温暖化対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今般は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企業競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>
<p>河川行政等に関わる広報資料作成業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年4月20日</p>	<p>公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C. Kビル3F</p>	<p>5010005016762</p> <p>河川行政の遂行にあたっては、国民、地方公共団体等の理解が不可欠であり、適切な情報発信による河川行政への理解促進が重要である。このため、対象に応じたわかりやすい的確な広報資料の作成が求められている。 そこで本業務では、近年の河川行政を取り巻く情勢の変化や、重要な施策・基礎的な情報・過去の治水施設について整理し、資料作成を行い、現在の情勢に沿ったわかりやすい的確な情報発信により、適切に広く一般に河川行政への理解を促す広報資料を作成する。 本業務の実施にあたっては、河川行政に関わる高度な知識と技術を必要とするため、今般、企業競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は特定テーマに対する的確性と実現性等の観点から優れていると企業競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>11,642,400</p>	<p>11,610,000</p>	<p>99.7%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>3</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、都市と緑と農が共生するまちづくりの実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>

<p>平成30年度 河川に係る活動に関する広報企画業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年4月26日</p>	<p>公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5麹町E. C. Kビル3F</p>	<p>5010005016782</p> <p>本業務は、「日本水大賞」の運営を補助するとともに、過去の受賞団体の現在の活動状況等を調査分析し、効果的・効率的な広報方法を企画することで、河川の維持・環境の保全等に関する活動の活性化に資することを目的とする。</p> <p>本業務の実施において、活動の多様性に類する表現等について着目し、国の施策との整合や活動特性に応じた分類を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、左記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」の「業務理解度」、「業務手順」及び「特定テーマに対する提案」の「独創性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文： ・会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 ・政府調達に関する協定第13条第1項(b)「技術的理由により競争が存在しない」 ・国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号「特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」</p>	<p>27,972,000</p>	<p>27,864,000</p>	<p>99.6%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。</p>
<p>海のドローンの活用とそれを踏まえた社会人育成に向けた基盤整備業務</p>	<p>支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 海谷 厚志 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年4月27日</p>	<p>公益財団法人日本財団 東京都港区赤坂1-2-2</p>	<p>8010405009495</p> <p>洋上風力発電は世界的に導入が進んでおり、世界風力会議(GWEC)のGlobal Wind Report 2016によると、2011年に4,117MWであった世界累計導入量は2016年には14,384MWまで急速に拡大している。一方で、洋上風力発電は陸上の風力発電に比べてアクセスやメンテナンス作業が難しく且つ高コストであることから、効率的なメンテナンスによるコスト低減が課題となっている。洋上風力発電の導入が進んでいる欧州では、このコスト低減に向けて、海のドローン(AUV:Autonomous Underwater Vehicle)を送電ケーブルのメンテナンスなどに活用することが検討されている。</p> <p>また、海底油田・ガス田開発の分野においても、油価低迷によりオペレーションコストの低減が大きな課題となっており、老朽化した海底パイプラインのメンテナンスなどのAUVの活用が進むと見られている。事実、AUVの市場規模は、2010年には約2億ドルであったものが、2016年には約3億ドルまで拡大しており、今後さらに2023年まで年平均約2割の成長を遂げ、約12億ドルまで拡大するという見通しもあり、将来有望な新市場と目されている。</p> <p>このため、本事業では、AUVの運用に際して必要となる要件、事項等をガイドラインとして整理することで、我が国造船事業者の市場獲得に向けた環境整備を図ることとしている。また、このような最先端の技術者の育成が重要となることから、合わせて企業の若手技術者の育成の在り方を検討することとしている。しかしながら、現状、我が国には開発可能な海洋調査フィールドが殆ど存在せず、AUVの活用事例も殆ど存在しないことから、今後AUVの活用が進むと見られている老朽化した海底パイプラインのメンテナンス分野などを想定しつつ選用に必要となる要件等を検討・精査することは、困難である。また、同様の理由により、我が国では現場で人材を育てることが困難であり、若手技術者の育成手法も確立していない。もっとも、我が国の民間事業者、大学、研究所の中には、少ないながらもAUVの販売実績を有する者が存在し、また、AUVと運用フィールドが似通っていると考えられるROV(Remotely Operated Vehicle:遠隔操縦型の水中ロボット)で高い実績を有する者も存在することから、上述のようにAUVに係る要件等を検討・精査することが難しい中においても、これらの者の知見を最大限に活用することによって、より優れた結果が得られるものと考えられる。</p> <p>したがって、本業務は、公示によって企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式を行い、最適な開発手法等の仕様を確定することが適切であると考えられるため、手続きを進めたところである。</p> <p>その結果、選定業者名に掲げる法人は、業務内容の理解度、提案内容の的確性、業務遂行の確実性、業務実施の効率性等において、高い評価を受け選定されたため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。</p>	<p>100,359,414</p>	<p>99,902,156</p>	<p>99.5%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。</p>
<p>内水氾濫危険情報発信に係る導入促進方策検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年5月8日</p>	<p>公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1</p>	<p>4011105003503</p> <p>本業務は、地方都市のモデル地区において水位周知の導入支援及びその検証を行うとともに、今後の水位周知下水道制度の展開戦略を検討して水位周知下水道制度の早期運用開始を図り、浸水被害を軽減することを目的とする。</p> <p>業務の実施にあたり、地方都市における水位周知下水道制度の導入促進方策や管路内水位を活用した防災情報発信に係る展開戦略に関する検討を行う上で、地方都市でも活用可能な統計情報等を活用した水位周知下水道の簡易な手法を踏まえた検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されたことと、降雨情報等を活用した簡易な検討手法についても考慮されており、特定テーマに関する企画提案の実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号</p>	<p>12,031,200</p>	<p>11,988,000</p>	<p>99.6%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、防災教育及び河川教育の普及・展開といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>
<p>魅力ある都市空間形成に向けた街路交通施策の展開に関する検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年5月10日</p>	<p>共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会他1者 東京都文京区本郷3-23-1</p>	<p>8010005003758</p> <p>本業務は、魅力ある都市空間創出を目指して、交通処理を主とする従来型の街路交通施策だけでなく、歩行者志向の街路空間形成に資する施策を推進するための方策を検討する上で、自治体と民間まちづくり事業者が連携して都市空間利活用の取組を進めるにあたっての課題を整理するとともに、優良な取組を全国に普及展開していくうえでの課題や方向性を検討することを目的とするものである。</p> <p>本業務を行うにあたっては、都市交通に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。</p> <p>その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、妥当性の高い実施手順を示し、特定テーマに対する企画提案についても、街路交通施策を踏まえた課題を的確に指摘したうえで、課題解決に向けた調査手法についても具体的に提案されており、普及方策についても具体的に提案されているなど、的確性・実現性において優れていると判断し、企画競争実施委員会及び企画競争審査委員会にて最良共同提案体を特定したものである。</p> <p>したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき魅力ある都市空間形成に向けた街路交通施策の展開に関する検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>24,991,200</p>	<p>24,948,000</p>	<p>99.8%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>4</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、下水道分野における戦略的な技術開発といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>

自転車等駐車の効果的な活用方策に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年5月10日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758 本業務は、自転車の活用推進を図るため、中心市街地等における効果的・効率的な自転車等駐車場整備による導入効果等について検討するとともに、シェアサイクルの導入促進方策や導入効果等について検討することを目的として行うものである。 本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、妥当性の高い実施手順を示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に活用可能な業務実績を有し、駐車場の導入効果について多面的な分析を行うことで、利用者への影響が大きい要素を明らかにすることで効果的な施策を検討することや、シェアサイクル事業におけるポート配置の重要性及び課題を理解していることから、業務目的や課題を理解した着眼点となっていることから、的確性・実現性において優れていると判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、自転車等駐車場の効果的な活用方策に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社イーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	12,960,000	12,916,800	99.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、持続性のある実践的も自然川づくり推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
自動運転技術の導入に伴う今後の都市交通施設等のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年5月10日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758 本業務は、今後、移動の概念や都市構造等に影響を及ぼす可能性がある自動運転技術の活用について、技術開発の進展により普及した際の公共交通等、都市交通への影響や都市交通施設の整備のあり方について検討することを目的として行うものである。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき自動運転技術の導入に伴う今後の都市交通施設等のあり方に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・パンフィックコンサルタンツ株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	15,940,800	15,940,800	100.0%	-	公社	国認定	1	本業務は、河川行政等に関わる広報といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無
自立型の緑化施設による暑熱緩和効果に関する実証調査	支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年5月10日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4	9010005011405 本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年～2020年)における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、都市緑化等による吸収量算定手法の精度向上に向けた調査及び、パリ協定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収源対策に係る対応方針等について検討等を行い、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、民間事業者より提案された緑化手法を用いて、暑熱緩和効果や施工期間、猛暑への耐久性、維持管理コスト、安全性等の項目を検証するため、簡易的な緑化テストを実施するための能力や、2020年の夏季に設置する自立型の緑化施設について、施設の基本設計、展示手法の検討、及び施工スケジュールの検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年3月12日から平成30年4月20日までの期間、庁内内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していること判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	21,297,600	20,984,400	98.5%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川に係る活動の活性化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
民間による緑地創出の推進に向けた方策検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年5月10日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4	9010005011405 本業務は、民間による緑地創出を推進していくための方策検討を行うことを目的に、平成29年の都市緑地法改正によって創設された市民緑地認定制度の活用推進に係わる検討を行い、地方公共団体を対象とした制度導入の手引き書を作成するとともに、有識者を交えた霞が関中央合同庁舎第3号館屋上庭園の今後の活用方針について検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、市民緑地認定制度の活用推進にあたっての課題抽出及び対応方策や、地域や緑地の特性に応じた制度活用のためのモデルパターンの検討を行い、地方公共団体が市民緑地認定制度を導入するための手続きと留意事項をまとめた手引き書の作成や制度活用の可能性がある民有地の抽出及び事業者の制度活用意向についての調査をする能力や、近年の社会情勢を踏まえ、国内外における屋外空間の活用に係る動向を整理した上で、霞が関中央合同庁舎第3号館屋上庭園の新たな活用方針、再整備、維持管理に係るコスト及び屋上緑化技術の普及啓発に関する観点について検討する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年3月12日から平成30年4月2日までの期間、庁内内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していること判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	19,990,800	19,980,000	100.0%	-	公財	国認定	2	本業務は、内水氾濫危険情報発信に係る導入促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

<p>都市におけるICT関連先進的技術を活用したスマートシティ実証業務(国際アート・カルチャー都市スマートシティプロジェクト)</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 昌也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年5月10日</p>	<p>協議会(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1</p>	<p>8010005003758</p> <p>本業務は、公共・民間を含めた複数の施設・都市インフラ・サービスにおける人工知能(AI)・IoT等のICT関連先進的技術(以下「先進的技術等」という。)の分野横断的な活用による都市生活の利便性向上、行政サービスの効率化等を旨とし、民間事業者及び大学・研究機関等(以下「民間事業者等」という。)が有する先進的技術等を、都市インフラを初めとしたまちづくりの分野に取り入れた実証実験を官民協働で行い、その効果等について検証することを目的とするものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、特定の団体等の利益を追求するのではなく、先進的技術等をまちづくりの分野に活用した公益性の高い取組であること、先進性や他の地域の取組の参考となり得るモデル性を有していること、プロジェクトの全体構成が明確かつ具体的にあり、実現に向けた取組に整合性・具体性があること、本業務終了後も自立的に継続できることが必要である。このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、実証実験で求める視点に対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成30年2月2日から3月14日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、32者が業務説明書の交付を求め、14者から企画書の提出があった。提出のあった14者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に語った結果、国際アート・カルチャー都市としますスマートシティ協議会の企画提案が、他協議会と比べて優れていることから、同協議会が特定された。</p> <p>その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同協議会と随意契約を行うものである。</p>	<p>19,926,000</p>	<p>19,893,600</p>	<p>99.8%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>14</p>	<p>本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公表するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>平成30年度所有者の所在の把握が難しい土地の活用・管理に関する検討調査</p>	<p>支出負担行為担当官 国土政策局長 野村 正史 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>平成30年5月22日</p>	<p>公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区池袋2-30-20</p>	<p>6013305001887</p> <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本検討調査では、所有者の所在の把握が難しい土地(以下「所有者不明土地」)への対応策に関する取組の推進や更なる改善のため、その前提となる、所有者不明土地の発生状況や、所有者不明土地予備軍ともいえる、保有の意欲を失い権利放棄を望んでいる土地の実態について把握することを目的とする。</p> <p>本調査の実施にあたっては、所有者不明土地の分布状況について、発生要因と関連づけた推計や、保有の意欲を失い権利放棄を望んでいる土地についての全体推計等について検討を行うことから、実施者については、これらの検討に資する経験と能力を十分に有した上で高い専門性が必要である。</p> <p>このため、調査の実施にあたり、国土政策局企画競争有識者委員会(以下、「有識者委員会」という。)における審議を経て、企画提案書の募集を広く募ったところ、11者が企画提案書を作成を受理した。</p> <p>この結果、公益財団法人 日本生態系協会を含む3者から応募があり、企画競争委員会で審査し、有識者委員会で審議したところ、公益財団法人 日本生態系協会の提案は、</p> <p>①所有者不明土地の実態把握調査について、登記件数と登記簿数の2つの方法から所有者不明土地の分布状況について推計を行うなど、提案内容が具体的に実現性が高いと評価</p> <p>②保有の意欲を失い権利放棄を望んでいる土地の実態把握調査について、全国の分府記を以てヒアリング対象を具体的に提案しており、提案内容が確実な業務項目への理解度が高く、個人対象のインターネットアンケートの他、自治体へのアンケートも提案しており独創性も高く評価</p> <p>③放棄された土地の管理のあり方の検討について、ヒアリング対象を具体的に提案しており、提案内容が的確で業務項目への理解度が高く実現性も高いと評価</p> <p>できるところから、同社の提案は他社に比べて高い評価を得たものであり、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し契約手続きを行うものである。</p> <p>以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により同社と随意契約を行うものである。</p>	<p>14,137,200</p>	<p>13,992,597</p>	<p>99.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>3</p>	<p>本業務は、総合的な土地政策の推進に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつてはいるものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>宿泊業の生産性向上推進事業</p>	<p>支出負担行為担当官 観光庁次長 水嶋 智 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年5月25日</p>	<p>公益財団法人日本生産性本部 東京都千代田区平河町2-13-12</p>	<p>4011005003009</p> <p>会計法第29条の3第4項</p> <p>本事業は、宿泊業の業務効率化や付加価値向上の具体的なモデル事例を創出し、全国の旅館ホテル等宿泊事業者に対して発信することにより、宿泊業の生産性向上や活性化を図るものである。本事業の実施にあたっては、宿泊業が置かれている現状と課題、また、宿泊事業者が持つ問題意識と宿泊業界におけるこれまでの取り組み等を十分に把握した上で、高い効果が期待できるコンサルティングやワークショップ開催等の運営を行う必要がある。また、企業コンサルティングに精通し、業界ニーズに対応した、より訴求力のある事例を効果的に整理する専門知識や高いスキルが求められる。本事業につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。</p>	<p>99,998,582</p>	<p>99,998,582</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>4</p>	<p>本業務は、ベトナムにおける我が国のプレゼンス向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入要件等の見直しを行うものとし、引き続き競争性の向上に確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>平成30年度ベトナムにおける我が国の土地評価制度導入パイロット事業</p>	<p>支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 田村 計 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年6月11日</p>	<p>公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門5-11-1SSVAX TTビル</p>	<p>7010405010470</p> <p>本業務では、ベトナムの対象都市(ハイフォン市)において、相手国政府と連携しつつ、我が国土地評価手法を適用した評価事業を実施することを通して、今後のベトナムにおける土地評価制度の改善点について分析・提言するとともに、相手国政府との意見交換を通じて、我が国のプレゼンスの向上やビジネス環境の更なる改善を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、ベトナムの土地評価における各省庁の役割や土地評価の際に必要な情報の収集および分析を行うための高度な知識及び経験を有していること等が必要であり、本業務は価格中心による一般競争には馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー、工程表、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、企画競争による公募を行った。</p> <p>公募の結果、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、他1者より企画提案書の提出があり、提出された企画提案書の内容について、「業務実施体制」、「実施方針等」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行い、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となったため、当該業務の実施者として公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を選定し、随意契約を締結することとした。</p> <p>根拠条文:会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	<p>13,024,800</p>	<p>12,949,200</p>	<p>99.4%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>2</p>	<p>本業務は、家賃債務保証の健全な発達、賃借人の居住安定化の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p> <p>なお、本業務は平成30年度限りの事業である。</p>	<p>無</p>

地域観光統計の作成に係る検討業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 水嶋 智 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年6月18日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	5010005018866	会計法第29条の3第4項 観光は、我が国の経済成長を牽引するとともに、地域の経済や雇用を支える産業として貢献することが期待されている。地域の観光振興施策の立案・実施・評価においては、地域の観光経済の実態や波及効果等が地域経済に与える影響を把握する必要がある。精度の高い地域の観光統計が必要となっている。観光庁では従前より都道府県別の旅行者数・消費額を既存の統計を組み合わせて推計する手法を検討してきたところであり、検討結果を踏まえ、平成30年1～3月期調査より「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)において地域調査を行い、「旅行・観光消費動向調査」(観光庁)の設問項目の見直しを図ったところである。本業務では、地域の観光統計について、これまでの検討の成果を活かし、これを基礎統計調査の見直し等に対応した最適な推計手法を確立するとともに、地域で活用するために必要な係数やデータ等についても検討を行う。業務の実施にあたっては、統計データの活用、統計学に基づく高度な手法を駆使した新たな統計が必要となる。このため、本業務を実施する者には、観光施策及び観光統計のみならず、経済統計への精通、統計学に基づいた高度な手法を駆使できる能力、さらには、新たな統計作成手法を開発する企画力があれば遂行が困難である。事業者の選定に際しては、こうした専門能力、企画力、その実施体制の有無を十分見極める必要がある。本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	17,996,122	17,996,122	100.0%	-	公財	国認定	2	本業務は、海岸を利活用して地域活性化を促進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
平成30年度事業用自動車等に係る交通事故分析及び交通安全対策検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 石川 雄一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年6月20日	公益財団法人交通安全事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	本業務は事業用自動車に係る重大な交通事故に関するデータを収集・分析し、道路構造面での交通安全対策の検討を行う。 また、自転車乗車中及び車両相互・単独の交通事故に関して、土地利用等のリスク評価の検討を行うとともに、リスク評価結果を踏まえ、今後の交通安全対策に活用する方策の提案を行うものである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは、(公財)交通安全総合分析センターのみである。 また、(公財)交通安全総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、判決令第102条の4第3号により、(公財)交通安全総合分析センターと随意契約を行うものである。	24,980,400	24,948,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川管理施設の計画的な点検・補修といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
大規模災害発生時における被災市街地復興事業のあり方に関する調査・検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年6月27日	共同提案体(代表者) 公益社団法人まちづくり区画整理協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	本業務の履行にあたっては、東日本大震災被災地における市街地復興事業について、復興計画に応じた事業手法のパターン類型の整理及び発生から事業完了に至るまでの、市街地整備事業上の課題及びその解決方法、事業上の工夫の整理、事業の評価を行うための能力、また、今後想定される東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害時における初期から被災市街地復興の際の復興事業のあり方を検討、整理するための能力を有している必要がある。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年4月20日から5月10日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、大規模災害発生時における被災市街地復興事業のあり方に関する調査・検討業務共同提案体の企画提案が、優れていることから、共同提案体が特定された。その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、共同提案体と随意契約を行うものである。	14,796,000	14,796,000	100.0%	-	公社	国認定	1	本業務は、IoT技術等を活用した河川管理の高度化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
都市緑化等による温室効果ガス吸収対策に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年6月27日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4	9010005011405	本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年～2020年)における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、都市緑化等による吸収量算定手法の精度向上に向けた調査及び、パリ協定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収源対策に係る対応方針等について検討等を行い、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、整備後30年以上経過した都市公園における、生体バイオマス等の炭素ストック変化量算定の精度向上に関する調査区設定及び算定式案の検討や、植生回復活動として新たに吸収量の算定対象とする緑地や算定手法の検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年3月12日から平成30年4月20日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	12,387,600	11,999,880	96.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川を基軸とした生態系ネットワークの水平展開といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無

<p>都市と緑・農が共生するまちづくりの実現に向けた施策に関する効果分析及び展開方策の検討調査</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年7月2日</p>	<p>公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、都市と緑と農が共生するまちづくりの実現のため、過年度までに実施した「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査」及び「都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査」の調査結果とその後の取組内容を整理し、その施策効果を都市緑地法等の改正内容を踏まえて分析するとともに、その展開方策を検討した上で全体をとりまとめるものであり、本業務の履行にあたっては、都市農地関係の専門的知見や調査分析能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成30年3月14日から平成30年4月23日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、17者が業務説明書の交付を求め、期限までに6者から企画提案書の提出があった。提出のあった6者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。</p> <p>その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>29,986,619</p>	<p>29,986,619</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>6</p>	<p>本業務は、下水道事業におけるコスト削減といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後とも競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>河川管理施設の計画的な点検・補修手法等に関する検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年7月3日</p>	<p>共同提案体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>本業務は、今後の河川管理の効率化を推進していくことを目的として、点検・評価結果及び長寿命化計画等のとりまとめ、分析を行い、各種要領や手引き等の改定案の検討及び維持管理方策の改善方法等について検討を行うものである。</p> <p>したがって、本業務の実施にあたっては、河川管理施設の点検結果評価やその結果に基づき補修方法及び費用等に関する検討において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。</p> <p>今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、補修方法等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、最も優れた企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>33,069,600</p>	<p>32,983,200</p>	<p>99.7%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故原因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討（取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p>	<p>無</p>
<p>IoT技術等を活用した河川管理の高度化に関する検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年7月3日</p>	<p>共同提案体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>本業務は、樋門等の遠隔操作や河川監視用カメラについて、最新のIoT技術を活用した低コストで汎用性の高い技術の検討や開発技術の現場実証等を行い、早期の実装化を図り、河川管理の高度化・効率化を推進するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、IoT技術を活用した樋門等の操作に関する最新技術の事例収集を行い、遠隔操作技術への適用性等を分析、検証した後、低コストで汎用性の高い遠隔操作について、技術開発に必要な仕様や導入時の操作体制等を検討し、とりまとめ等を行う必要があり、専門的な技術等が求められることから、企画提案させる必要があった。</p> <p>今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、検討の実施にあたって考慮すべき事項を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、最も優れた企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>17,150,400</p>	<p>16,999,200</p>	<p>99.1%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2</p>	<p>本業務は、観光地域づくり法人(DMO)に対する情報支援といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討（取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査・検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 住宅局長 伊藤 明子 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>平成30年7月9日</p>	<p>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル17階</p>	<p>8010005018789</p>	<p>昨今、賃貸住宅市場において、少子高齢化の進行、人間関係の希薄化等を背景に、従来の連帯保証人に代わるものとして、家賃債務保証業者による機関保証の役割・必要性が増しているところである。</p> <p>そのような中、平成29年10月、「新たな住宅セーフティネット制度」を創設するために住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)の一部改正法が施行され、家賃債務保証業者の登録制度が創設されたことや、民法の一部改正法の成立により平成32年4月施行後は住宅賃貸契約において連帯保証人を立てる場合に極度額の設定が必須となることを踏まえ、今後、家賃債務保証をめぐる状況にさらなる変化が予想される。</p> <p>このため、本調査等は、賃借人、賃貸人(管理会社を含む。以下同じ。)、家賃債務保証業者それぞれに対して、アンケート等を実施することで、家賃債務保証の実態を把握し、家賃債務保証の適正な運営の確保や住宅確保要配慮者等の居住の安定の確保のために必要な諸施策の検討に活用するための資料を得ることにより、家賃債務保証の健全な発達、賃借人の居住安定化の推進を図ることを目的とする。</p> <p>本業務の実施にあたっては、家賃債務保証事業者を営む事業者の現状等に関する知識を必要とするため、当該分野の業務実績を有し、業務を適正に履行できる受託者について、「企画競争の実施について(通知)(国費令第93号平成18年11月16日)」に基づき企画競争手続きを実施し、平成30年5月11日から平成30年6月11日まで企画提案書の提出を求めた。</p> <p>その結果、提出期日までに3者から企画提案書の提出があり、当該企画提案書を評価者3名により評価を行ったところ、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の企画提案書が、管理技術者、予定技術者の経験及び能力及び企画提案書で求めたテーマに対する企画提案の的確性、実現性、専門性の各点において、他者の企画提案書よりも優位であると判断され、平成30年6月28日の住宅局企画競争有識者委員会による審議を踏まえ、平成30年7月3日の住宅局企画競争委員会において公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の企画提案書が特定されたところである。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項(随意契約)、予算決算及び会計令第102条の4第3号(財務大臣への協議不要)により、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会と随意契約を締結するものである。</p>	<p>12,999,999</p>	<p>12,909,748</p>	<p>99.3%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>3</p>	<p>本業務は、港湾の中長期政策「PORT2030」に係る政策の深化及び具体化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>

海岸での活動を通じた地域活性化のための検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年7月13日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	海岸を活用した観光やレジャー等をNPOや企業、市町村等が地域と一体となって進める、「はまツーリズム」に関する施策を展開しているところ。本業務では、地域の活性化につながった海岸でのNPOや企業等の取組を分析し、それらの優良事例の効果的な広報を検討・実施し、各主体の海岸における活動を促進することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、利用を初めとする海岸に関する幅広い知見他、効果的な広報戦略の検討に向けて、有識者や関係者との高度な調整能力が必要であった。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の企画提案は本業に対する「業務理解度」及び本企画提案のテーマに対する「的確性」が最も優れているとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	11,880,000	11,880,000	100.0%	-	公財	国認定	2	本業務は、我が国海事産業による海洋開発市場への進出に向けた環境整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。	無
河川を基軸とした生態系ネットワークの水平展開に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年8月1日	共同提案体 公益財団法人リバーフロント研究所・公益財団法人日本生態系協会 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、魅力ある地域づくりや治水対策にも寄与する河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に向け、多様な主体と連携した取組みをより一層推進させることを目的とする。 本業務の実施にあたっては、河川管理者・農業従事者・地方自治体の関係部局等から生態系ネットワークについての認識等について調査し、その調査結果を踏まえて連携を水平展開するための課題を抽出する必要があるが、その抽出にあたっては地域の良好な生態系の指標かつ良好な河川環境の指標となりうる生物種について検討し、生息適地の分析や生息環境を創出・維持するための河川環境整備について、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、多様な主体の連携を念頭において具体的な提案があり、実現性に優れているとして企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	19,990,800	19,980,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、地域ごとのデータ推計といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成30年度トンネルの設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 市川 篤志 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年8月29日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、トンネルを設計する指針である鉄道構造物等設計標準について、各種トンネル工法の最新知見を取り入れ、性能照査型設計法へ移行するため、トンネルの設計に関する調査研究を行うことを目的としており、国の技術基準として基準策定に耐えうる信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道トンネルの工法及び維持管理に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	28,828,499	28,620,000	99.3%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無
平成30年度コンクリート構造物の設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 市川 篤志 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年8月29日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、鉄道コンクリート構造物を設計する指針である鉄道構造物等設計標準について、コンクリート構造物技術の最新知見を取り入れ、施工・維持管理との連携強化、新技術の導入及び技術レベルの向上を反映させたコンクリート構造物の設計に関する調査研究を行うことを目的としており、国の技術基準として基準策定に耐えうる信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道コンクリート構造物の工法及び維持管理に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	34,926,456	34,560,000	99.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成30年度コンクリート構造物の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 市川 篤志 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年8月29日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、鉄道コンクリート構造物の構造形式に応じた変状の把握方法から対策の選定までの体系、耐震診断方法とその補強及び地震被害を受けた場合の復旧に係る体系等を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物等維持管理標準の手引きとして取りまとめることを目的として調査研究を行うものである。 これらについては専門性が高いうえ、構造形式に応じた変状や対策工等の膨大なデータの集積とその解析及び分析を行う必要があり、過去に同種検討を行った事例もないことから、当局において調査研究方法を示すことは非常に困難であるため、鉄道コンクリート構造物に係る維持管理、補強技術等に精通している必要がある。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	29,915,127	29,700,000	99.3%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、一者応募となっているものである。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無

下水道事業におけるコスト削減の取組に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年10月19日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1水道町ビル	4011105003503	現在、各団体において下水道事業における様々なコスト削減取組が行われているが、それを定量的に評価する指標が確立されていない。今後、持続的な下水道事業運営を推進するためには適切な施設の維持管理、更新等を行った上でコスト削減の取組を推進する必要がある。このような取組を評価する客観的な指標の整備が必要である。 本業務では、全国の団体の下水道事業に係るコストが、どのような状況にあるのかを明らかにするとともに、適切な維持管理等のもと、コスト削減が行われているトップランナーの団体を抽出し、今後、これらトップランナーのコスト削減の取組等を全国へ水平展開することで、全国の地方公共団体のコスト削減を推進することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道事業におけるストックマネジメント、省エネ・創エネ、広域化・共同化、民間活用、新技術等のコスト削減に資する幅広い知見の他、先行事例の水平展開にあたってのコスト削減に伴うリスクを踏まえた高度な分析・検討等が必要であり、企画競争する必要がある。 その結果、左記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の「実現性」及び業務の目的にかなった「独創性」が評価できることから妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える唯一の者として左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	17,992,800	17,992,800	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
阪神港出入管理情報システム機器設定業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 長田 信 兵庫県神戸市中央区海岸通29	平成30年11月2日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第5項及び予算令第99条第1項 保安対策上システムの仕様や構成は秘匿する必要があり、同組織は本業務を実施しうる唯一の組織である	11,551,771	11,502,000	99.8%	-	公社	国認定	1	本業務は、保安対策の強化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達法の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	無
平成30年度車両機器に係る振動の影響に関する調査研究	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 市川 篤志 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成30年11月21日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	3012405002559	鉄道の技術基準においては、列車の安全な運行を確保するため、過去の事故等を踏まえ施設や車両との関係について種々規定が設けられているところである。 このような中、平成23年5月にJR北海道石勝線において、列車が脱線した際、車両から脱落した部品によって燃料タンクが破損し、そこから漏出した燃料によって火災が発生したことにより79名が負傷する事故が発生した。 その後、運輸安全委員会より公表された事故調査報告書において、脱線の原因は、車輪踏面の円周形状不整による著大な振動が関与したことにより、減速機吊りピンが脱落したものと指摘されている。しかしながら、輪軸等からの入力により各部に発生する振動が車両機器に与える影響については、振動伝達特性の詳細が明らかになっていない部分もあることから、改めて検証を行う必要がある。平成29年度までは、より実態に則するような振動環境推定手法の高度化を図るとともに、振動環境推定手法の応用に関する検討を行った。平成30年度は、応力推定手法の検討、振動・応力推定手法の検証を図る。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要がある。また、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,948,899	11,880,000	99.4%	-	公財	国認定	1	本業務は、観光ビジョンで掲げている訪日外国人旅行消費額等の目標達成といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。